

務	00	01	1 年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和6年4月末まで有効)			

交 企 第 4 9 3 号  
( 交 規 、 交 指 、 運 免 )  
令 和 6 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年春の全国交通安全運動の実施について

現在、県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～命とルールを守る～」を掲げ、各種活動を推進しているところである。

これからの時期、雪解けとともに車両の実勢速度が上がることや、歩行者、自転車の交通量が増加することから交通死亡事故の抑止に向けた交通安全対策が重要である。

特に、新入学・新学期を迎える児童の登下校時の安全確保や通勤・通学のために急増する自転車利用者の交通安全意識の向上を図る必要がある。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されることから、各所属にあつては、本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の情勢を踏まえた実効ある活動を強力に推進されたい。

記

### 1 実施期間

令和6年4月6日（土）から同年4月15日（月）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

### 2 運動重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

### 3 推進項目

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
  - ア 幼児・児童に対しては、新入学児童等を中心に、交通事故の特徴（飛び出しによる負傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育を推進すること。
  - イ 横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実

態を踏まえ、「道路を横断するときは横断歩道を渡ること」、「車が近づいて来ないかどうか確かめること」、「信号に従うこと」といった基本的な交通ルール遵守についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育を推進すること。

ウ 保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法及び自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

エ 地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。

オ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

カ 夜間における反射材用品等の視認効果の周知と自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組を推進すること。

## (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

### ア 運転者の歩行者優先意識の徹底

(ア) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かって歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

(イ) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

(ウ) 夜間における対向車や先行車がない状況での前照灯上向き（ハイビーム）の活用を促す取組を推進すること。

### イ 悪質危険運転の根絶

(ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取

組を強化すること。

- (イ) 飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。
- (ウ) 安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務があることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。
- (エ) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。

#### ウ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を自ら理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。
- (イ) 高齢運転者やその家族に対しては、運転適性相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの適正な使用の徹底について、行楽地等における運転者等への啓発等の交通安全教育を推進すること。また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

オ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について広報啓発を推進するほか、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

#### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

ア 全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用及び正しい着用方法の周知を促進すること。

イ 自転車を利用する機会の多い中学校や高等学校については、学校関係者や保護者に対するヘルメット着用の重要性の広報啓発や、自治体等に対するヘルメット購入助成等について、積極的な働き掛けを推進すること。

ウ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進

すること。

エ 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行すること等について指導を徹底すること。

オ 自転車利用者による交通違反については、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるように、指導警告票を活用した実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質性・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。

カ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

キ 特定小型原動機付自転車に係る交通ルールの周知・遵守や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発が極めて重要であることから、関係機関・団体等と連携した交通ルール等の広報啓発等を推進すること。

#### 4 留意事項

##### (1) 各種広報媒体を活用した広報

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各所属で工夫を凝らし、幅広い年齢層に向けた効果的な広報啓発活動を推進すること。

##### (2) 関係機関・団体との連携

自治体等の関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、その主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を計画すること。

##### (3) 受傷事故防止の徹底

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

##### (4) 他部門及び他所属との連携

地域警察官との合同取締りなど各部門が緊密に連携を図るほか、隣接署と連携し、ブロック運用による交通指導取締りを実施する等、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

##### (5) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、横断歩行者等の保護や自転車利用時の乗車用ヘルメット着用等、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

担当 交通企画課安全教育係